

配偶者間暴力被害者支援から考える自律とレジリエンス

柿本 佳美 (京都女子大学)

本報告では、配偶者間暴力(以下 DV と略)に関するフランスの取り組みを手がかりに、被害者が自律を回復しアイデンティティを再統合するための支援はいかなる倫理的な人間観に拠るのか、フランス実存主義を援用しつつ、検討する。

近年、世界各地で「女性殺し *fémicide*」は、民主主義社会において市民の安全を守るうえでの喫緊の課題のひとつとなっている。フランスの場合、内務省によれば、2018 年、DV により生命を奪われたひとは、女性 121 人、男性については元加害者 15 人を含む 28 人であったという。DV によって 3 日に 1 人の命が失われる事態を重く見たフランス政府は、フランス社会のジェンダー構造と暴力行為への容認が原因であるとして、幼児教育からはじまるジェンダー教育とあらゆる形態の暴力根絶を目指す政策を実施している。

ところで、「他者」は、個々の人間存在が自らを主体として認識するにあたって必要となる存在である。しかし、社会構造のなかで「他者」と位置づけられるひとは、女性であれ、植民地出身者であれ、自らを主体として打ち立てるにあたり、自分自身に向けられる視線を内面化することで、社会構造のなかの自らの位置づけとこれに伴う差別的状況を変えようのない現実として受け入れてしまう。ボーヴォワールは、「実存主義のモラル」として、超越としての投企を通じて実際に存在すること、自由の実現とは新しい自由に向かって絶えず止揚すること、自らの存在を正当化するのは無限に広がる未来へと伸長することを挙げるが、こうした観点からすれば、「他者」と見なされた人間には自由は存在せず「他者」に甘んじる状態だけが残ることになると指摘する(『第二の性』「序文」)。

暴力は、直接的であれ、構造から生み出させるものであれ、被害者を「他者」に固定し、被害者から自律能力を剥奪する。これは、被害者が投企を通じて自らの本質をつくる可能性を封じ、「他者」として客体に留まることを強制することを意味する。ボーヴォワールやファノンらによる差別構造の再生産に関する分析は、さまざまな局面を通じて、あるカテゴリーのひとつたちが自由への権利を剥奪され、「他者」として周縁に追いやられるプロセスと社会構造を明らかにした点で、今なお見るべきものがある。

とはいえ、大災害や大量虐殺を経験し、自らの生の基盤を失うダメージを負ってもなお、再び「自分であること」を取り戻すひとも珍しくはない。アメリカの心理学から生まれたレジリエンス概念は、フランスにおいては、困難な状況を生き抜いた子どもに関するシリュニクらによる研究を皮切りに注目を集めている。DV 対策については、近年、被害者の深刻なトラウマとこれによる生きづらさに関係者の関心が集まり、長期的な視野に立った被害者支援が模索されつつある。

DV 被害者支援に限らず、フランスの社会政策は、哲学的な人間観に基礎づけられた人権保障を旨とする。被害者支援とは、自律の能力を奪われたひとに寄り添い、被害者＝客体とするのではなく、当事者が自律を取り戻すすべをとともに探し、寄り添うことであろう。実存主義に関して言えば、差別も内包した社会構造を個人の努力では変えようのない事実として受け止めるのではなく、それぞれの人間が自らを世界に投企することで変革する世界、どのひとにも自由が可能な社会のありかたを志向していたからこそ、「他者」として排除されてきたひとから多大な支持を得た。権利を侵害された側に立つ社会政策の揺るぎのない理論的基盤を形成することもまた、倫理学の役割の一つではないだろうか。